

人材紹介基本契約書第 5 条（返金規定） 抜粋

○人材紹介基本契約書

（返金規定）

第 5 条

採用者が、明らかに本人の責による解雇または自己都合により勤務開始後 3 ヶ月未満に退職した場合、乙は甲にその期間に応じ、第 3 条の定めにより支払われた報酬を下記の比率で返還するものとする。

なお、上記以外の事由による退職の場合、及び、非常勤採用の場合は、本条項は適用されない。

- a) 入社 1 ヶ月未満の場合 100%
- b) 入社 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合 30%

株式会社 S E プラス

許可番号 13-ユ-080408